

訪問看護ステーション「ピンポンハート」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社スマイルが設置する訪問看護ステーション ピンポンハート（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2. ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3. ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条

1. ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2. ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション ピンポンハート
- (2) 所在地：札幌市手稲区曙2条3丁目4-28

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 2.5名 以上
機能訓練員：理学療法士、作業療法士 1名 以上
指定訪問看護等の提供に当たる。
なお、看護職員（准看護師を除く）は訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書）を作成する。
また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成する
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条

1. ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
2. 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条

1. 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2. 前項について、しかるべき処置をした場合には速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 指定訪問看護を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

- (1) 医療保険の適応により、指定訪問看護を提供したときは、基本利用料として後期高齢者医療制度及び健康保険法等により規程する厚生大臣が定める額の支払いを受け取るものとする。
- (2) 介護保険法の適用により、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供したときは、利用料として介護保険法により規程する厚生大臣が定める額の支払いを受け取るものとする。
- (3) 医療保険法・介護保険法の適用による、その他の利用料としての金額の支払いを利用者から受け取るものとする。

《医療保険》

- ・ 延長利用加算（90分を越えた場合、30分につき1,000円）
- ・ 休日料金（営業日以外の日（休日など）に訪問した場合
90分まで2,000円、以降30分ごとに2,000円）
- ・ 交通費（往復5kmまで200円、5～10km400円、10km以上
600円、公共交通機関利用 実費）
- ・ 死後の処置料金（訪問看護に連続しての在宅処置の場合10,000円）
- ・ キャンセル料（キャンセルの連絡がない場合、交通費（実費））
- ・ 同一日4回目以降の訪問看護（3,000円/回）

《介護保険》

- ・ 延長利用加算（訪問看護時間が90分を超えた場合、30分につき1,000円）
- ・ 死後の処置（訪問看護に連続しての在宅処置の場合10,000円）
- ・ キャンセル料（キャンセルの連絡がない場合、交通費（医療保険に準ずる））

その他の利用料の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け取ることとする。

《保険外》

・自費の看護サービス 1時間 10,000円

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、札幌市手稲区、北区、中央区、西区、石狩市花川まで、小樽市桂岡までとする。

(相談・苦情対応)

第13条

1. ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2. ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条

1. ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3. ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第15条

1. ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用後6か月以内の初任研修
 - (2) 年3回の業務研修
2. 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
3. ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療記録は5年間保管とする)

附 則

この規程は、平成 26年12月1日から施行する。

この規定は、平成 27年1月1日から施行する。

この規定は、平成 27年3月16日から施行する。

この規定は、平成27年8月17日から施行する。

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成28年7月1日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、平成29年7月12日から施行する。

この規定は、平成29年9月1日から施行する。

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

この規定は、平成29年12月1日から施行する。

この規定は、平成30年1月1日から施行する。

この規定は、平成30年3月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年6月4日から施行する。

この規定は、平成30年7月2日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。
この規定は、平成30年9月11日から施行する。
この規定は、平成30年10月16日から施行する。
この規定は、平成31年4月1日から施行する。
この規定は、令和1年6月3日から施行する。
この規定は、令和1年9月2日から施行する。
この規定は、令和1年10月1日から施行する。
この規定は、令和1年11月5日から施行する。
この規定は、令和2年1月10日から施行する。
この規定は、令和2年3月10日から施行する。
この規定は、令和2年4月1日から施行する。
この規定は、令和2年7月1日から施行する。
この規定は、令和4年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年9月28日から施行する。
この規定は、令和6年7月22日から施行する。